

各 位

会 社 名 株式会社 ストライダーズ
代表者名 代表取締役社長 早川 良一
(J A S D A Q ・ コード番号 9 8 1 6)
問合せ先 常務取締役兼 CFO 若原 義之
電 話 0 3 - 5 7 7 7 - 1 8 9 1

第 7 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成26年11月4日に発行いたしました株式会社ストライダーズ第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の一部につきまして、下記のとおり取得及び消却を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の取得及び消却を行う理由

当社は平成 26 年 10 月 17 日付の「第三者割当により発行される新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、安定的な収益確保及び更なる企業価値・株式価値の向上を目的とし、収益基盤を支える安定収益事業への新規・追加投資及びアジア圏における収益基盤確立のための投資を実施するため新株式 2,200,000 株（発行総額 202,400,000 円）及び本新株予約権 142 個（14,200,000 株分、調達予定額 1,312,790,000 円）を発行いたしました。既に、新株式発行による調達資金につきましては、すべて当初予定の資金使途に充当しており、その後の当社の企業成長に寄与しております。また、本新株予約権につきましては、10 個（1,000,000 株分）行使され、同じく当初予定の資金使途に充当しております。

また、本新株予約権発行後、当社収益拡大に伴う営業キャッシュフローの好転を受けて、一部の投資資金については、自己資金にて充当しております。加えて、近時の当社の収益安定化に伴い、当社に対する金融機関の融資姿勢が積極化してきたこと及び金融情勢の変化により間接金融での資金調達コストが低減していることを受けて、金融機関から低利による資金調達が可能である当社の状況を考慮し、当初検討していた投資案件につきましても、資金的な充足が見込まれる状況下において、将来的な資本コスト増の要因を減少させることが重要との判断から、本新株予約権の当初発行額の 50%相当（但し、行使済分は除く）を当社が取得することを決定いたしました。本新株予約権につきましては、取得後、すみやかに消却する方針です。

2. 第 7 回新株予約権の取得及び消却について

(1) 取得及び消却する新株予約権の内容（平成28年12月20日現在）

発行した新株予約権の個数	142 個
新株予約権の割当日	平成 26 年 11 月 4 日
新株予約権の払込金額	総額 6,390,000 円（1 個当たり 45,000 円）
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 14,200,000 株 (新株予約権 1 個につき 100,000 株)

新株予約権の行使に際して支出される財産の価額	1株当たり 92円
新株予約権の行使期間	平成26年11月5日から平成29年11月4日
新株予約権の残存数	132個
新株予約権の取得日及び消却日	平成29年1月18日
取得及び消却する新株予約権の数	61個
取得価格	総額 2,745,000円 (1個当たり 45,000円)
消却後に残存する数	71個

(2) 取得及び消却の日程

平成28年12月20日	新株予約権の取得に係る取締役会決議
平成29年1月18日	新株予約権取得日 (予定)
平成29年1月18日	新株予約権の消却に係る取締役会決議 (予定)

3. 今後の見通し

今回の新株予約権の取得及び消却による業績への影響は軽微であります。

以上

【ご参考】本新株予約権発行の概要

(1) 割 当 日	平成26年11月4日
(2) 新 株 予 約 権 数 の 総 数	142個
(3) 発 行 価 額	総額 6,390,000円 (新株予約権1個につき 45,000円)
(4) 当該発行による潜在株式数	14,200,000株 (新株予約権1個につき 100,000株)
(5) 調 達 資 金 の 額 (新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額)	1,312,790,000円 (差引手取概算額 1,308,240,000円) (内訳) 新株予約権発行による調達額 6,390,000円 新株予約権行使による調達額 1,306,400,000円
(6) 行 使 価 額	1株当たり 92円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、本新株予約権を、早川 良一氏 (当社代表取締役社長) に 32個 (3,200,000株分)、福光 一七氏に 34個 (3,400,000株分)、香港徳威企業集団控股有限公司に 36個 (3,600,000株分)、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に 40個 (4,000,000株分) それぞれ割り当てます。
(8) そ の 他	① 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。 ② 当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、新株予約権引受契約 (以下、「本引受契約」といいます。) を締結する予定です。